

# 「広く国民から評価されるため」の 継続課題を古谷保安課長が講話

全日本遊技事業協同組合連合会(青  
松英和理事長)は1月28日、古谷洋一  
課長(警察庁・保安課)の講話を公表  
した。これは1月28日、全日遊連全  
国理事会席上で講話内容。

古谷課長は、「のめり込みに起因す  
ると思われる各種問題」、「遊技機の  
不正改造事犯」、「賞品買取事犯」、「違  
法な広告宣伝」、「賞品提供」等が後  
を絶たず、健全化を阻害する要因が  
残されていることも事実として、歴  
代の担当官(保安課長あるいは生活環  
境課長)が繰り返している内容を、あ  
らためて年頭に話さなければならな  
いことは誠に残念と述べ、「今年こそ  
は健全化が強力に推進された年とし  
て業界の歴史に位置付けられる年と  
なる」よう8項目について言及した。

引き続き、「はちんこが、身近な大  
衆娯楽として広く国民から評価され  
るために必要ではないかと考えられ  
る」8項目について述べた。

1.「手軽に安く安心して遊技ができ  
る環境整備について」

「ファンの裾野を広げ、ヘビーユー  
ザーへの依存を解消することが業界  
にとって一層重要」として、「今年と

いう年は、ばちんこ営業の健全化を  
真に進ませる上で、経営権を有する  
営業者レベルの全員が、  
①「もうけのためには違法な営業と  
なっても仕方がない。」  
②「これまで摘発されなかつた営業  
方法だから、行政講話で是正を指導  
されようが今までどおり既得権とし  
て続けていく。」  
③「こじつけばグレーゾーンとし  
て行政に言い訳できるから大丈夫で  
ある。」

といった意識を全て捨て去る大変  
革の年あつてほしいと思っておりま  
す」と、悪しき慣習の3点を戒めた。

2-1-A.「いわゆるのめり込み問題へ  
の対策」

RSNへの継続した支援は有意義  
な取組みとして、「のめり込み問題は、  
ばちんこ遊技の負の側面と言われる  
ことがありますが、この負の側面に  
しっかりと取り組むことは、ファン  
が、安全に、安心して遊技できる環  
境整備の一環」と要請。

2-1-B.「はちんこ店の駐車場におけ  
る児童の車内放置事件について」

ホール関係5団体で取り組んでい  
る「ファンの裾野を広げ、ヘビーユー  
ザーへの依存を解消することが業界  
にとって一層重要」として、「今年と

る、「児童車内放置事件を防止するた  
めの対策マニュアル」への期待。ま  
た、従前より行政として「児童が同  
乗する車両については駐車場への入  
場を断るという取組が重要」と要請。  
3.「広告・宣伝等の健全化の徹底に  
ついて」

「私ども(行政)がここまでせざるを  
得なかつた背景、業界の遵法営業に  
対する実際の考え方、姿勢をよく皆  
様に御理解いただきたい」として、  
「〇〇〇〇の日」というものや、「店長  
就任記念」などといった文言により  
いわゆる出玉イベントを告知するも  
のについて、いまだに行政処分の報  
告等」がある事例を掲げた。

また、目立ちにくく「ウェブサイ  
ト」「ブログ」「雑誌社が主催する「ラ  
イター等の取材イベント」「コンペ  
ニオン等の招致イベント」といった  
見せ掛けでの実質的な出玉イベント  
についても把握しており、「そもそも、  
出玉イベントは、回胴式遊技機を高  
設定にする場合以外は、違法行為を  
前提とするもので、虚偽広告でなけ  
れば、釘曲げを始めとする遊技機の  
無承認変更を行つてはいるわけですか

ら、いまだに違法広告等を行おうと  
する営業者は、その点でも警察から  
疑義の目が向けられるということに  
思いを致すべきですし、そうである  
からこそ広告・宣伝等の指導取締り  
が緩やかにならない」と、全日遊連  
が各都道府県の遊技業組合に指導し  
ている違法広告の「相互チェックシ  
ステム」は、大変画期的なものとし  
て、適切な運用に期待。

4.「遊技機の不正改造の絶無につい  
て」

不正改造の検挙件数は年々減少し  
ている。機構の立入検査活動が開始  
して6年目になる中、立入検査拒否  
事案があつたことに「不正を排除し  
ようという業界全体の意思と機構の  
活動への十分な理解が必要不可欠」  
と言及。

また、「釘曲げを始めとする遊技機  
の不正改造は、本来店がコントロール  
できない遊技機の性能に変更を加  
えるという点で、絶対にあつてはな  
らない「いかさま」であり、風営法  
の規制に反するだけでなく、客の信  
頼に対する裏切り行為」と断罪。

5.「ばちんこ営業の賞品に関する問  
題の是正について

A「賞品買取りの絶無について」

「この買取り、買い取らせの規制は、  
現金提供の禁止や遊技機の規制と並  
んでばちんこ営業の根幹に関わる規  
制の一つであり、一般の人から見て、  
ばちんこ営業が賭博と一線を画す営  
業であることがはつきり分かるよう  
にするために、遵守を徹底していた  
だきたい」と改めて、業界の根幹に  
かかる重要な点を明確。

B「適切な賞品提供の徹底について」

「賞品は「物品」、つまり有体物に  
限られているのですが、例えば、落  
語のデジタルデータや、サンタクロ  
ース派遣サービス、ミネラルウォー  
ターの複数回購入権といった無体物  
を賞品として提供していた営業者も  
確認」されている新たな事例を交え、  
「全国では止が徹底されたことを確認  
するまで指導取締りを続ける必要が  
ある」と厳正な姿勢を示した。

6.「ばちんこ営業が行われている社  
会的活動について」

「社会福祉を目的とした寄付や防犯  
活動、学術・文化活動への支援等の  
様々な形で社会貢献」、「ホールの電

7・「業界を挙げた遊技機の適正な管  
気使用量を抑えるための取組」など  
について継続した取り組みを要請。

理の徹底について

「金スロ」と呼ばれる違法営業や、  
「闇スロ」と呼ばれる賭博事件では、  
かつてはちゃんと営業所で使われていて、  
た遊技機が改造された上で、賭博に  
用いられていたところ」であり、流  
通段階を含め、遊技機の適正な管理  
を要請。

察関係手数料条例を改正して、本年4月1日に、遊技機の認定及び検定、風俗営業の許可、遊技機の変更の承認等に係る手数料額の改定を行う予定について、周知徹底を要請。 結びとして、「不適切な営業実態を慣習として既得権益のように考える違法営業者については、警察として、一切手を緩めることなく取締りを進めていく」という基本姿勢を今一度示した。(以下、講話)

皆様、明けましておめでとうござ  
います。ただいま御紹介にあずかり  
ました保安課長の古谷でございます。  
旧年中は警察行政の各般にわたり、  
深い御理解と御協力を賜りましたこ  
とに對しまして、この場をお借りし  
て御礼申し上げます。また、本年も  
引き続きよろしくお願ひいたします。  
さて、昨年を振り返りますと、ば  
んご業界におかれでは、一昨年に  
引き続き、東日本大震災の被災地に  
対しボランティア活動を始めとする  
様々な支援を行われたほか、社会福  
祉への支援を始めとする様々な社会  
貢献を行されました。また、依然社  
会的な課題となつてゐる節電につい  
ても、社会の要請と真摯に向き合い、



ンのうち、わずか1年で、実に4人  
に1人がばっちんこ遊技から離れてい  
ったということになります。他方で、  
年間遊技回数と年間の平均費用につ  
いては、それぞれ対平成22年比で7、  
9回、1万6,600円の増加とな  
っており、ばっちんこ営業の売上げに  
おいて、いわゆるヘビーユーザーへ  
の依存度が大きくなっているものと  
推察されます。もちろん、平成23年  
には、東日本大震災もありましたし、  
これらの数字の変化には様々な要因  
が関係しているものと考えられます  
ので確定的な評価はできないと思つ  
ていますが、いずれにしましても、  
業界がこれまで進めてきた安く安心  
して楽しむことができる遊技を幅広  
い年齢層の方に提供するという方向  
に異変が生じているのではないかと  
危惧しているところです。

このため、ファンの裾野を広げ、  
ヘビーユーザーへの依存を解消する

とができるという身近な大衆娯楽としてのばらんこ本来の姿にほかならないと思います。そして、その本来の姿のばらんこを望むファンの多いことは、低賃玉営業が7割を超える店舗に普及しているという実態や一般に4円ばらんこより1円ばらんこの方が稼働率が高いと言われる実態からうかがい知ることができるのではないかと思つております。業界がこれまで進めてきた射幸性の抑制と低賃玉営業の普及・定着は、健全な形でファンの裾野を広げるという点からも、業界にとって意義のあることであり、遊技人口の減少に歯止めを掛けることを見据えた取組とも捉えられると思います。

相応の実績を上げられたと伺つております。このように我が国における一大レジャー産業として、その社会的責任を果たそうと皆様が御尽力された一年であったかと思います。

また、遊技人口や売上高が減少傾向にあるとされる中、1円ばらんこに代表される遊技料金の低価格化、遊技機の不正改造防止対策、射幸性を抑えた遊技機の開発等、幅広い年齢層の方に少ない遊技料金で、安心して遊技そのものの面白さを楽しんでもらうための御努力が続けられていますとも伺っております。

しかしながら、皆様の御努力の一 方で、依然として、のめり込みに起因すると思われる各種問題や、遊技

違法な広告宣伝・賞品提供等が後を絶たず、健全化を阻害する要因が珪されていることも事実です。年の初めから歴代の保安課長あるいは生涯課長が毎年お話ししてきたことをこのように繰り返してお話しせざるを得ないのは誠に残念なことではあります。が、ばらんこが手軽に安く安心して遊べる真の大衆娯楽として國民に幅広く受け入れられるよう、こうした問題一つ一つに対し、全日遊連を始め業界が一致団結して、誠実に、かつ、着実に対処していただきたいと考えております。

さて、本日は若干お時間をいただいておりますので、年頭に当たり、今年こそは健全化が強力に推進され

た年として業界の歴史に位置付けられる年となるよう、私どもが、ばく国から評価されるために必要と考へていることについて、何点かお話しします。

まず、手軽に安く安心して遊技ができる環境の整備についてお話しします。

ことが業界にとって一層重要な要素になると見てくるものと考えます。皆様の立場で業界の維持・発展を考えたとき、限られた数のヘビーユーザーを1万2千を超える店舗が奪い合い、一部のマニアに向けた閉じた娯楽として存続していくのではなく、幅広い年齢層を対象に新規にファンを獲得するためには、今業界が何をしなければ

業界全体で引き続き今の方針を堅持していただきたいと考えております。遊技客と直接接するホールの意向は、業界の方向性に大きな影響を与えるものです。今日遊運において積極的に問題提起をしていただき、ばらんこがより多くの人々に親しまれる健全なものとなっていくことを期待しております。

なお、本来のばらんこ遊技の醍醐味は、それが遊技である以上、遊技球の動きやリールが揃うか揃わないかに対する期待感にあるのであって、その結果として表示される遊技球や遊技メダル等の数量に対する期待感ではないと思っております。その意味で、遊技そのものの面白さによって、ファンが満足し、また、納得できるような遊技環境を業界全体で作り上げていただきたいと思います。

ここまで繰り返しあ話ししてきた射幸性の抑制や道法営業の徹底は、短期的には収益を下げる可能性があるかもしれません、長期的な視野に立てば、新たなファンを獲得し、現在のファンを維持して、社会の中で肯定的な評価の下に業の存続を図るために避けられないことであるうと思います。言い換えれば、違法営業をしてきた者にとっては営業規模の縮小を余儀なくされるものですが、ばらんこ業界全体としては、大衆娯楽として、今後の展望が開けてくるということなのではないかと思思います。各都道府県組合の重鎮である皆様にとって、いつまでも健全化が道半ばであるとして、その徹底を求められ続けるのは、甚だ残念であると思います。今年という年は、ばらんこ業界の健全化を真に進ませる

上で、経営権を有する営業者しへルの全員が、「もうけのためには違法な営業となつても仕方がない。」、「これまで摘発されなかつた営業方法だから、行政講話では正を指導されようが今までどおり既得権として続けて去る大変革の年であつてほしいと思つております。警察としては、そのために行われる業界の自主的な取組への支援を始め、必要と思われる努力を惜しまないつもりです。

次に、いわゆるのめり込み問題への対策についてお話しします。

射幸性の抑制に向けた取組が続けれられていながら、依然として、ばかんこ遊技へののめり込みが要因となって犯罪に走つたというような報道が散見されるところです。また、ばかんこ店の駐車場における児童の車内放置事件が依然として発生していることも事実であります。

のめり込み問題に対応する機関としては、全日遊連の支援で設立された現在では業界全体で支援しているばかんこ依存問題相談機関「特定非常利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク」があります。リカバリーサポート・ネットワークでは、平成18年4月の設立以来、約8千件に上る相談に対応しているとのことであり、のめり込みに陥つた方の回復という観点からも、有益な取組がなされていると認識しております。

また、昨年、業界では、のめり込み防止対策として営業所内外における注意喚起・広報啓発を一層強化さ

く評価したいと思います。全日遊連においても、各組合員の店舗において、リカバリーサポート・ネットワークの広報紙スターの掲示を進められており、引き続き全ての店舗での掲示が達成されるよう周知をお願いします。他方で、リカバリーバチン営業の陰で、それだけの人々件数は急増し、その負担が増加していくとも伺っております。これは、相談二ーズがあつたにもかかわらず、それが埋もれていたのが、皆様の御尽力によりくみ取られて、目に見える形で現れてきたということだと考えます。つまり、逆に言えば、これらの人々には従前は十分に手が届いていなかつたということでもありますところ、業界として、自らの産業に伴つて発生したのめり込み問題というこの社会的な問題に積極的に関わり、実のある改善につなげていただきたいと思います。リカバリーサポート・ネットワークでの取組は、その重要な柱の一つであるわけですが、先ほどお話ししたように、その負担は大きく増しております。のめり込み問題への相談対応に当たるには、相応の知識、経験が必要となるため、すぐに体制を拡充するのではなく、リカバリーサポート・ネットワークを始めとする回復支援団体への支援を拡大し、のめり込み問題とともに、リカバリーサポート・ネットワークを始めとする回復支援団体への支援を拡大し、のめり込み問題へ向けていたいと思います。

すが、この負の側面にしつかりと取り組むことは、ファンが、安全で安心して遊技できる環境整備の一環でもあります。引き続き業界全体で真摯に対応していただきたいと思います。

ぱちんこ店の駐車場における児童の車内放置事件については、誠に痛ましいことに5年連続で発生しており、平成16年以降では実に13件にも上っているところです。本来、日々のストレスを解消し、明日への活力を養うための大衆娯楽を通じて、逆に事件、事故を生じさせる人が出てくるというのは本末転倒であり、皆様にどうでも全く不本意であろうと思います。

こうした事件の防止を徹底するために、毎年5月から10月にかけての「子供事故防止強化期間」を中心に、組合員に対して広報啓発を行つていただいており、大変心強く感じております。

これにより、各営業所が駐車場内の巡回活動等に取り組まれた結果、昨年中は19件25名の児童車内放置を発見されたと伺っております。また、全日遊運を始めとするホール関係5団体では、現在、児童車内放置事件を防止するための対策マニュアルを策定中であり、近日公表される予定であると伺っております。この対策マニュアルについても、大変期待しているところであり、こうした事件の防止に業界が真剣に取り組むためのよりどころとして、全ての営業所において確実に実施していただきたいと思います。

なお、児童の車内放置事件の絶無には、広報啓発や駐車場のバトロールでは限界があるという声がありま

す。そうであるからこそ、以前から当庁がお願ひしているとおり、児童が同乗する車両については駐車場への入場を断るという取組が重要なになってくるわけですし、さらには、たゞいま例として申し上げた対症療法的な活動のみならず、過度の射幸性の追求というのめり込み問題のそもそもの原因について正面から目を向けて、射幸性の抑制という原因療法に業界全体として取り組む必要があると考えます。これは、きちんこ営業が、真の大衆娯楽として国民の信頼を勝ち取る上で避けは通れない道であり、また、最適かつ最短の道であると思いますので、引き続き、業界における自主的な御努力をお願いします。

質な表示も違法なものであると明示する一方で、原則として広告・宣伝等の規制に抵触しない表示の例も初めて明確に示し、そのような表示を用いれば、それぞの営業者が安心して広告・宣伝等を行うことができるように配慮しました。このように、昨年の通知は、ばらんこ営業者による風営法違反を抑制することも、ばらんこ業界内部における健全化の取組を促すことを期したものであったのですが、残念なことに、この趣旨に反し、隠語のみならず、様々な脱法的表現により善良の風俗及び清浄な風俗環境を害するおそれのある広告・宣伝等を行おうとするばらんこ営業者等が存在していたため、改めて広告・宣伝等に関する規制の運用方針を整理し、昨年7月に三度目の考え方、姿勢をよく皆様に御理解いただきたいと思います。

昨年の通知以降、表立つて広告・背景、業界の違法営業に対する実際の通知を行ったわけです。私どもがここまでせざるを得なかつた宣伝等の規制に違反する事例は、全国的に相当数減ったという印象ではあります。行政処分をしなければならないというような違法な広告・宣伝等を行っている営業者が皆無となつたわけではありません。従前からある「〇〇〇〇の日」というものや、「店長就任記念」などといった文言によりいわゆる出玉イベントを告知するものについて、いまだに行政処分の報告等が上がってきておりません。

「店長就任記念」などといった文言によりいわゆる出玉イベントを告知するところです。また、表面的には、隠語を用いていわゆる出玉イベントを告知する営業者も散見され

雑誌社が主催するライター等の取材イベント又はコンパニオン等の招致企画立案段階からばらんこ営業者が主導して、実質的な出玉イベントを行おうとしているように推察される例も、いわゆるファン雑誌等を通じて把握しております。

そもそも、出玉イベントは、回胴式遊技機を高設定にする場合以外は、違法行為を前提とするもので、虚偽広告でなければ、釘曲げを始めとする遊技機の無承認変更を行っているわけですから、いまだに違法広告等を行おうとする営業者は、その点でも警察から疑義の目が向けられるという目に付くを致すべきですし、そうであるからこそ広告・宣伝等の指導取締りが緩やかにならないのだということを理解してもらいたいと思います。

広告・宣伝等の健全化に関しては、一般的には、広告・宣伝等の規制に抵触しない表示も含めて方向性をお示し済みであると認識しております。

これまでの検査件数を見ますと、平成20年が20件、平成21年が12件、平成22年が6件、平成23年が6件と年々減少しております。その背景として、不正改造情報の収集やこれを生かした不正に強い遊技機づくり等の業界における様々な取組が奏功していることが挙げられます。とりわけ、業界の総意で設立し、業界全体でその活動を支えている一般社団法人遊技産業健全化推進機構の活動については、立入検査店舗数が昨年末時点での約1万6千店舗になり、この立入検査を端緒に検挙に至つた事例も13件に上るなど、その成果は着実に上がっていると認識しております。

また、都道府県方面遊技業協同組合が行つてゐる立入りによつても、不正改造が抑止されていると考えております。

しかしながら、こうした業界団体の取組の一方で、不正改造の手口は一層複雑巧妙化しており、主基板のICに不正が行われているにもかかわらず、カシメの偽造を含め、その不正の痕跡が巧妙に隠され、非常に分かりづらいものも認められています。

このシステムについては、引き続きこのシステムについては、引き続き適切な運用がなされ、広告・宣伝等で、隠語を用いていわゆる出玉イベントを告知する営業者も散見されるところです。また、表面的には、

の健全化の徹底に貢献することを期待しております。

皆様には、広告・宣伝等の健全化を徹底することが、遊技機における射幸性の抑制と同様に、過度なのめり込み及びのめり込みに起因する犯罪等の防止という点でも意義を有することも踏まえ、業界全体で広告・宣伝等の適正化が徹底されるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、遊技機の不正改造の絶無についてお話しします。

これまでの検査件数を見ますと、むことが大変重要であると考えておりますので、営業者の皆様には、従業員の指導も含めた各種取組を積極的に進めていただきたいと思っております。

警察いたしましては、引き続き、遊技産業健全化推進機構と積極的に連携しつつ、厳正な取締りを推進してまいりたいと考えております。

ただいま、遊技産業健全化推進機構のお話が出ましたので、申し添えておきますが、昨年11月、同機構の立入検査拒否事案があつたところです。業界の総意で第三者機関として同機構を設立し、業界全体でその活動を支えている中で、このような事案の発生を聞くのは非常に残念に思います。機構の活動の円滑な実施のために、不正を排除しようとしたう業界全体の意思と機構の活動への十分な理解が必要不可欠であります。機構の趣旨に賛同した店舗は、機構へ随時無通告での立入検査を認める誓約書を提出しているはずです。

次に、ばらんこ営業の賞品に関する問題のは正について2点お話しします。

1点目は、賞品買取りの絶無についてです。

風営法は、営業者が客に提供した

賞品を買い取ることを禁止しております。これについては、営業者がその遊技場で提供した賞品を買い取る場合のほか、営業者が直接に賞品を買い取るものでない場合であっても、営業者がこれに関与していると認められる場合には取締りの対象となります。この賞品買取りのほか、都道府県条例により、賞品を買い取らせないことを営業者の遵守事項として規定しているところが多く、これを行政処分の対象としています。これらは、皆様はちんこ営業の方々にとっては、当然御承知のことであり、本来は今更申し上げる必要がないはずなのですが、賞品の買取りや買い取らせについては、いまだ後を絶ちません。昨年も、4件の賞品買取事件について検挙報告を受けしており、また、賞品の買い取らせに係る行政処分件数については、一昨年を大きく上回る状況となっております。このため、警察としては、いまだ複数の都道府県において、根強く賞品の買取り、買い取らせが行われているのではないかと推察しているところです。

する賞品提供を行う営業者が依然存在していることは非常に残念であり、全国では正が徹底されたことを確認するまで指導取締りを続ける必要があると考えております。一昨年10月に、賞品提供の適正化について当庁から示した文書には、等価交換規制に抵触する賞品提供方法として三つの例を示しておりますが、不適切な賞品提供を行つていただきたいと思います。

なお、賞品提供の現場においては、一物一価に反する賞品提供のほか、一般に日常生活の用に供すると考えられる物品が十分に取りそろえられていなかつたり、その価格帯が社会通念に照らして余りに広く、市場性に強い疑問を持たざるを得ない賞品が置かれていたりする事例も見受けられます。さらに、賞品は「物品」つまり有体物に限られているのですから、例えば、落語のデジタルデータや、サンタクロース派遣サービス、ミネラルウォーターの複数回購入権といった無体物を賞品として提供していた営業者も確認されており、それぞれ管轄の警察において是正指導を行つております。皆様には、風営法の関係条文を改めて御確認いただき、遊技の結果に対する健全なおまけとして、適切な賞品を適切に提供していただきたいと思います。

次に、ばんこ業界が行われている社会的活動についてお話しします。

全日本遊連では、東日本大震災の被災地に向けた支援以外にも、全日遊連が中心となつて設立された全日本社会貢献団体機構を通じるなどして、以前から、社会福祉を目的とした寄

付や防犯活動、学術・文化活動への支援等の様々な形で社会貢献を続けてこられており、その業績に対し敬意を表したいと思います。こうした活動は、ばっちゃんこ業界のイメージアップと社会的地位の向上に大きくつながるものと考えております。

また、現在、ばっちゃんこ業界における地球温暖化防止対策として、全日本遊連が策定された「環境自主行動計画」に基づき、ホールの電気使用量を抑えるための取組が行われていると承知しております。先般、平成23年度におけるCO<sub>2</sub>排出量換算値について御報告をいただきましたが、前年度と比較して4・6%の減少であったと承知しており、各ホールにおいて電気使用量を抑えるために様々な努力をされていることを大変心強く感じています。

東日本大震災に起因する電力需給のアンバランスは、いまだ十分に改善されていないところ、引き続き、皆様には、ばっちゃんこ営業における電力使用の在り方について、遊技機製造業者との連携の下で見直しを進め、省エネルギーを心掛けた営業形態を目指していただきたいと思います。

次に、業界を挙げた遊技機の適正な管理の徹底についてお話しします。

現在、全日遊連も参加されているセキユリティ対策委員会において、機歴管理の在り方について検討されていると承知しております。

先般警視庁と福岡県警察が摘発したわゆる「金スロ」と呼ばれる違法営業や「闇スロ」と呼ばれる賭博事件では、かつてばっちゃんこ営業所で使われていた遊技機が改造された上で、賭博に用いられたところです。このような事件は、ばっちゃんこ

業者が行っているものではありませんが、かつてはちゃんと営業に使われていた遊技機が犯罪行為に使用されているということは事実であります。したがいまして、流通段階を含め、遊技機の適正な管理が確実に行われるよう、全日遊連を始めとする関係団体が、それぞれ自らの立場で何ができるかを真剣に考え、具体的な成果に結び付けていただきたいと思います。

最後に、もう一つだけお願ひを申し上げます。既にパブリックコメント募集手続で公表しているところではありますが、風営法施行令と各都道府県の警察関係手数料条例を改正して、本年4月1日に、遊技機の認定制度及び検定、風俗営業の許可、遊技機の変更の承認等に係る手数料額の改定を行う予定です。この改定に伴つては、ちゃんと営業者や遊技機製造業者に混乱が生じないよう、警察としても引き続き十分な広報を行う予定ですが、御列席の皆様におかれても、組合員等に対し、周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

ばっちゃん営業は、参加人口が減少したとは言え、なお1・260万人という非常に多くの方々が楽しんでいる代表的な大衆娯楽であります。ばっちゃん業界が目指すべき真の大衆娯楽というのは、國民に憩いと潤いを与えるためのものだと思います。その前提に立てば、ちゃんと営業の基本は、過度に射幸性を追求する営業とは一線を画した誰にとっても身近で、手軽に、安く、安心して余暇を費やすことのできる健全な遊技となることであり、それにより、地域社会との絆をし、社会に根付き、地域社会との絆をし

かりと構築することであるとの考え方です。当庁からの指導や要請は、業界が風営法の規制を再認識し、遵守を徹底して、法に照らして非難を受けない健全な業態を確立していただきたいという観点によるものであります。法営業者については、警察として、一切手を緩めることなく取締りを進めていくつもりです。当庁としては、業界が進めている健全化の取組を後押しするとともに、違法営業者にやり得をさせて、眞面目に努力される違法営業者が損をするといううなことのないよう、違法営業者同士による公正な競争環境の整備に努め、これにより善良の風俗を維持してまいりたいと考えております。